

『みうらホームケアネット』利用規約

（目 的）

第1条 この規約は、三浦地域の医療関係機関等の連携を推進し、質の高い地域医療の確保を図るため、みうらホームケアネット（以下、「ネットワーク」という。）の適正、かつ円滑な運用を図り、併せて、当該ネットワークにおける医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理組織等）

第2条 ネットワークの運用及び管理は、三浦地域在宅医療ICTシステム構築モデル事業運営協議会（以下、「協議会」という。）が実施する。

（ネットワークへの参加）

第3条 ネットワークへの参加を希望する医療関係機関等は、この規約を誠実に遵守しなければならない。

2 ネットワークへの参加を希望する医療関係機関等は、協議会に参加申込書（様式1）を提出しなければならない。また、参加を承認された医療関係機関等は、（以下、「ネットワーク参加機関」という。）は、個別に富士フィルムメディカル株式会社（以下、「サービス提供者」という。）と地域医療連携C@RNA Connect サービス利用契約を締結しなければならない。

（ネットワーク参加機関の責務）

第4条 ネットワーク参加機関は、医療情報の漏えい、目的外使用、守秘義務違反のないよう参加機関内のネットワークの安全かつ適正な利用を確保しなければならない。

2 ネットワーク参加機関は、参加機関内のネットワークの適正な利用を推進するため、ネットワーク参加機関内に利用責任者1名を配置する。

（サービス提供）

第5条 ネットワークで提供されるサービス内容は、協議会で協議し、提供するための条件が整備されたものから、順次、サービス提供を開始する。

（サービス利用期間）

第6条 サービス利用期間は、協議会が指定する日から起算して1年間とする。ただし、ネットワーク参加機関から当該利用期間が満了する日の30日前までに利用を終了したい旨の申し出がない限り、当該利用期間を自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(参加負担金の徴収等)

第7条 ネットワークの運用経費については、神奈川県地域医療介護総合確保基金(平成27年度～平成29年度)の事業期間終了後は、当該財源として、ネットワーク参加機関から負担金及び補助金を徴収して充当するものとし、他の公的補助金の活用についても充当可能なものをもって充てることとする。

2 協議会の構成団体の種別ごとの負担金の額は、今後の協議のもとに決定することとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 ネットワーク参加機関は、患者等の個人情報を別添、「『みうらホームケアネット』個人情報保護方針」に基づき、適正に保護、管理するものとし、次に掲げる場合を除き、個人情報を開示しないものとする。

2 ネットワーク参加機関は、次のいずれかに該当するときは、患者からの個別の同意を得ることなく、個人情報を第三者に開示することができるものとする。

- (1) 法令に基づき、裁判所及び警察等の行政機関から照会を受けたとき
- (2) 緊急時において、人命、身体及び財産等を保全するために必要があるとき

(患者からの同意)

第10条 ネットワークにおいて、患者の医療情報等を提供する場合は、別添「みうらホームケアネット利用同意書」に基づき、その内容を当該患者等に説明した上で、文書により当該患者等から同意を得なければならない。

(会計等)

第11条 会計事務は、協議会事務局において処理する。

(規約の変更等)

第12条 本規約の全部又は、一部を変更するときは、協議会に諮り、過半数の同意を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に当たり、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成28年 11月 1日から施行する。